

わが国の総合的な食料供給力強化に向けた提言

2009年3月17日
(社)日本経済団体連合会

目次

はじめに.....	1
I. わが国食料生産基盤の強化.....	3
1. 優良農地の確保と有効利用の徹底.....	3
2. 多様な担い手による農地の有効利用の促進.....	5
3. 担い手の経営面積の大規模化と農地集約への支援.....	8
4. 農地法改正法案の早期成立・施行と適正運用.....	9
II. 国民・市場ニーズへの対応.....	11
1. 農商工連携制度の拡充.....	12
2. 高品質な農産物・加工品の輸出促進.....	13
3. 付加価値の高い農産物・加工品の開発.....	13
4. 農業分野における研究開発の更なる推進.....	14
III. 国際連携・協力の推進.....	16
1. 国内の農業構造改革の進展とWTO・EPA交渉の一層の推進.....	16
2. WTO・EPAにおける輸出規律の強化と東アジア連携の強化.....	18
3. 海外での食料生産のための基盤整備.....	19
4. 世界の食料生産の促進に貢献する国際協力.....	19
IV. スーパー特区の整備.....	20
【参考資料】農業基本データ集.....	24

はじめに

2008 年前半に穀物の国際価格は過去最高値を記録した。その後の世界的不況による需要減退懸念などから穀物価格は下落しているものの、世界的な人口増などの構造的要因には変化はなく、国際的な食料需給は不安定なまま推移するものと懸念されている。一方、海外に多くの食料を依存しているわが国の国内では、耕作放棄地の増加や農業従事者の高齢化と深刻な後継者難などにより、食料生産基盤が崩壊しかねない深刻な状況におかれている。

国民が必要とする食料を合理的な価格で安定的に供給できる環境を整備することは、国の責務であり、国家存立の基盤である。わが国が、国民に対し今後も食料を安定的に供給していくためには、国内における食料生産基盤を維持・強化するとともに、国民や市場のニーズに対応した開発から生産・流通・販売に至る体制を整備することにより、食料自給力の向上を図ることが喫緊の課題である。同時に、海外との連携・協力等を強化し食料輸入を安定的に確保する体制を充実することにより、国内自給力の向上と相俟って、総合的な食料供給力の強化を図っていかねばならない。また、地域における重要な産業である農業を活性化することは、地域経済の活力の回復と新規雇用の創出、環境問題への対応にもつながるものであり、日本経団連が推進する道州制の導入に向けた基盤作りや低炭素社会の実現にも不可欠の課題である。

一方、国民の食の安全・安心への関心は従前になく高まっており、また、昨今の雇用情勢の中、農業分野への就職希望者が増加している。加えて、国産農産物は海外においても高く評価されている。かかる今こそ、わが国農業の活性化と競争力の強化を図り、食料を安定的に供給しうる体制の構築に取り組む絶好の機会ととらえ、必要な施策を総合的に講じていくべきである。

こうした観点から、日本経団連では、農政問題委員会を中心に、わが国の総合的な食料供給力の強化に向けた各種方策について検討を進めてきた。また、2008 年 5 月の「自立した広域経済圏の形成に向けた提言」では、地域活性化に向け、社員食堂等における地元農産物の積極的活用等を会員企業に呼びかけるなど、農業界と経済界との連携・協力を推進しているところである。

一方、政府においては、与党の議論を踏まえて農林水産省が 2008 年 12 月に発表した「農地改革プラン」に基づき「農地法等の一部を改正する法律案」（農地法改正法案）を 2009 年通常国会に提出した。また、2009 年 1 月には 2010 年度以降の 10 年間の農業政策の方向性を定める新たな「食料・農業・農村基本計画」の検討を開始したところである。

そこで日本経団連では、総合的な食料供給力の確保に向けた各種方策の中で、とりわけわが国の食料自給力の要である農業生産基盤の維持・強化策として、農地の確保と有効利用に向けた「農地制度改革に関する見解」を2009年2月13日に取りまとめ、農政問題委員会の考えとして政府・与党関係者に明らかにしたところである。本提言では、わが国の総合的な食料供給力強化に向け、上記見解で示したわが国の食料生産基盤の強化策に加え、国民や市場のニーズに対応した農産物・農産物加工品の開発・生産・流通・販売体制の構築、ならびに世界の食料情勢に対応した国際的な連携・協力という3つの柱からなる取り組みについて、経済界の考えを取りまとめた。加えて、本提言では、耕作放棄地・新規就農促進、農商工連携、農産物輸出促進という、わが国の成長力強化と雇用創出に向け国家プロジェクトとして緊急に取り組むべき3種類のスーパー特区の創設を提案している。

政府・議会においては、本見解を踏まえ、強い危機感とスピード感を持って実効性のある改革方策を取りまとめ、速やかに実行に移すことを要望したい。

日本経団連では、今後もわが国の安定的な食料供給体制の構築に向け、農業関係者等との意見交換を行いながら引き続き検討を深め、政府の「食料・農業・農村基本計画」の検討等に合わせて、考えを取りまとめていく所存である。

なお、現在、米の生産調整のあり方については、各方面から様々な意見が出されている。このような議論によって生産現場における無用な混乱がもたらされることのないようにすべきであり、日本経団連としては関係者の意見も聞きつつ、そのあり方を検討していきたい。その際には、2009年2月3日に開催された経済財政諮問会議に提出された民間議員資料「農政抜本改革に向けて」での指摘「米の消費者価格と生産者の収入を切り離し、前者については原則として市場に任せる一方、農業経営体の水田経営による所得は安定化させる仕組み」を最終的な姿として、米の内外における需要喚起を図りつつ、農業の構造改革の推進と整合性をとる形で生産調整のあり方を考えていきたい。

I. わが国食料生産基盤の強化

1. 優良農地の確保と有効利用の徹底

わが国の農地制度の根幹をなしてきたのは、1952年に制定された農地法である。農地法の立法趣旨は、戦後の農地改革によって自作地化した農地の所有形態を維持すること等にあったため、「農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて（中略）耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図る」、いわゆる「自作農主義」により、耕作者の農地取得を促進するとともに、原則として法人の農地取得等を制限してきた。

この「自作農主義」は、戦後の農村の民主化や経済社会の安定に寄与してきたことは確かであるが、一方で農業経営規模の零細化や農地の分散錯圃を生み出す大きな要因となった。その後、農地法の数次の改正や他法による農地法の特例等により、借地も含めた農地の流動化・規模拡大や農業生産法人制度等による多様な担い手の確保が進められてきたが、担い手の量的な規模拡大には一定の成果があったものの質的には分散錯圃が解消されない等、その成果は十分と言えない。

従って、わが国における食料生産基盤を維持・強化していくためには、農地制度を根幹から見直し、優良農地を最大限確保するとともに、これらの農地の有効利用を徹底していかねばならない。

(1) 農地法第1条改正、国・地方自治体・農業事業者の責務の法定化

日本経団連では、既に1982年の提言「わが国農業・農政のあり方」において、農業者は、保有農地を農業のために合理的・効率的に利用する社会的責任があるという理念を確立する必要がある旨、指摘したところであり、また、1997年9月の「農業基本法の見直しに関する提言」においては、農地法そのものを抜本的に見直し、優良農地の保全とその有効活用という農業経営の視点を柱に据えた法律とすべきである旨、指摘している。従って、今回の農地制度改革の第一歩は、農地法第1条に定める「自作農主義」規定を見直し、「農地は農業の限りある経営・生産資源であり農地として有効に利用すること」を法の目的と定めることである。その上で、農地の所有と利用を分離し、農地を有効に利用する担い手への農地の集積を促していくべきである。

さらに、農地の確保及び有効利用を推進するため、現在、食料・農業・農村基本法第23条で定められている国の責務に加え、地方自治体や農業事業者

の農地の確保及び有効利用に関する責務を法律で明確に定めるべきであると考えている。とりわけ、農地の所有権のみならず、使用貸借による権利及び賃借権その他の使用・収益を目的とする権利を含め、農地に係わる権利を有する農家や法人経営体等の農業事業者は全て、その農地を有効利用する責務を有することを法定すべきである。

(2) 農地転用規制の見直し

農地を農地として有効利用するためには、上記の目的規定や責務規定だけではなく実際の農地の利用規制・処分手続き等も見直す必要がある。現行では、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）等により、農地には厳しい利用規制が制度化されており、無秩序な転用や耕作放棄は出来ないこととなっている。また、同制度の運用においても、転用をできる限り営農に支障の少ない農地に誘導し、優良農地の確保を図るとしている。しかしながら、1990年代の20%より低下したとはいえ、近年の全農地転用面積（2006年では約1万7千ha）のうち、依然15%程度は優良農地である農用地区域から除外し転用したものであり、除外の個別手続きに国は一切関与していない。

地方分権の流れの中でも、国は本来果たすべき役割を重点的に担うべきとされており、国民への食料の安定供給のための優良農地を量的に確保することは国の重要な責務である。とりわけ、全国水準での農地の目標面積を確保するためには、国が地域の実情を踏まえつつも全国的な視野に立ち客観的かつ総合的な判断から一定の関与が可能な制度とする必要がある。従って、農用地区域から転用目的での除外の手続きにおいては、担い手の経営基盤となっている農地については除外を認めないこととするとともに、協議等の国の関与を行うべきである。

なお、農地の転用規制の強化は、農地の集約や農地価格の適正化を図る上でも有効である。わが国の場合、国土面積や農地面積の少なさから土地利用の競合が激しく、また、転用規制が必ずしも厳格に運用されていないことから、転用目的の取引価格が農地価格に影響を及ぼすとともに農地の資産的保有を助長している。農地を農地として有効利用することを徹底すれば、農地価格が適正化されるとともに、貸借等による担い手への集約も進むものと考えられるからである。

2. 多様な担い手による農地の有効利用の促進

上記1-(1)及び(2)により、農地法の目的を「農地は農地として有効に利用すること」と改めるとともに、特に優良農地の転用規制を強化した上で、農地の有効利用を一層促進するため、法人経営体も含め、農地を利用する意欲を有する多様な担い手を確保していくことも必要である。とりわけ、法人経営体は新規就農の受け皿として期待されていることもあり、当面は、現在、特定法人貸付事業等のリース方式による農業参入の各種規制や農業生産法人制度を見直すことにより、多様な経営体の参画を促すとともに、こうした経営体と農業高校等との連携により新規就農促進に向けた取り組みを拡充すべきである。

なお、一般の株式会社による農業参入（農地所有）については、現在の農地価格の現状から農地を所有し農業へ参入しようとする株式会社等の大きな実需が認め難いことや、地域において共に農業に携わる農業関係者等の意識の問題などもあることから、上記に提案した農地法の見直しや転用規制強化、多様な経営体の参画の進展等を見極めながら、引き続きの検討課題とする。

(1) リース方式による企業の農業参入の推進

リース方式による企業の農業参入は2003年に構造改革特区制度でスタートし、2005年に農業経営基盤強化促進法の改正により、農地法の特例として、農業生産法人以外の一般の株式会社等（特定法人）が農地の使用貸借権又は賃借権を取得し（所有権は不可）、農業へ参入する方式として全国展開された。2008年9月時点で株式会社を含め320法人が同制度を利用して農業に参入している。政府は2010年までに全国で500法人の参入を目標に掲げているが、現行制度の対象農地は市町村が定める実施区域内に限定されているなどの制約があり、実際にリース方式で貸し付けられている農地の約6割が耕作放棄地等である。参入企業に対するアンケートにおいても、参入にあたって苦勞・困難であった点として、多くが「農地の改良」や「希望にあった農地の確保」をあげていることから、多様な経営体の参画を一層促すためには対象農地の拡大が鍵となる。

従って、地域の農地利用計画や担い手の経営改善計画との調和を確保しつつ、実施区域の見直しを図るとともに、予め設定された実施区域外でも、貸し手と借り手が合意した場合は、一定の要件下でリース方式による企業の農業参入を認めることも検討すべきである。

(2) 経営と投資の安定化のための長期貸借制度の創設

農地の賃貸借の契約期間については、民法原則に基づき最長 20 年の範囲において自由に設定できることとなっているものの、農業経営基盤強化促進法に基づく実際の契約期間は平均 6 年程度となっており、借り手の多くが、「6 年以上～10 年未満」「10 年以上」の契約期間を要望するとともに、契約の安定を求めている。経営と投資の安定化を図るため、契約期間についても現行制度を市町村に徹底するとともに、民法の特例設定による 20 年超の長期貸借制度の創設も含め、更なる契約の長期化・安定化を促すための措置も検討すべきである。

(3) 農業生産法人の要件緩和

農業経営を行うために農地等を取得できる法人として 1962 年に制度化された農業生産法人は、制度創設以来数次の農地法等の改正により、各種の要件が緩和されてきた。これにより法人数も着実に増加し 2008 年 1 月時点で 10,519 もの法人が農業の担い手として全国各地で活躍している。しかし、一層の農業生産法人経営の高度化・多角化を促進しその競争力強化を図るとともに、農地の現物出資を含め農内外からの新たな参入・出資を促進し、より多くの多様な担い手を確保するためには、現行の農業生産法人の事業、構成員、役員についての各要件の緩和が求められる。

とりわけ、「農地改革プラン」において、農業生産法人が地域の農業者を中心とする法人であるとの性格は維持しつつ、食品関連事業者等との連携の強化や資本の充実を図る観点から、農業生産法人への出資制限を緩和するとされており、かかる観点も踏まえ、株式会社等の出資を認定農業者に認められている 1/2 未満まで認めるべきである。

(4) 農業人材の育成・確保

政府では、農業従事者の高齢化や後継者難等に対応した農業人材の育成・確保策の一環として、2008 年度から、農業高校の卒業生の就農や農業者大学校・道府県農業大学校等への進学を促進すべく、農業高校と地域の農業者や農業関係団体等が連携して取り組む現場実習等への支援を行うとともに、就農意欲のある多様な人材が農業技術や経営ノウハウを習得すべく、農業法人等が

実施する実践的な研修に対して国が最長1年間の支援を行う「農」の雇用事業を開始している。

また、小学生が宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」、中学生のキャリア教育における農業現場体験、子どもから大人まで幅広く対象とした教育ファームにおける農作業の体験等の推進を通じて、国民が農業に対する関心を持つきっかけづくりに取り組んでいる。

こうした取り組みを新規就農の増大に確実に結びつけていくため、政府は、農業高校等における実践的な農業教育の一層の充実や大学農学部における地域農業リーダー育成への支援を図るとともに、「農」の雇用事業の支援期間の延長や住居確保への支援等を含め、就農希望者等が担い手になるまでの各段階における各種支援の拡充を検討すべきである。

3. 担い手の経営面積の大規模化と農地集約への支援

農地の確保と有効利用や多様な経営体の参画を促すための制度改革とともに、「効率的かつ安定的な農業経営」がわが国農業の大宗を占める構造を実現していくためには、農地をまとまった形で担い手に集約し経営規模の拡大と生産性の向上を加速するための支援措置も重要である。とりわけ、土地利用型農業の中で畑作については大規模化が進んでいる地域もあるものの、水田作は全国的に遅れている状況にあることから、水田のフル活用の観点からもかかる措置の充実が求められる。

(1) 農地の基盤整備と情報インフラ・利用集約機能の充実

まず、農地の有効利用を促進し農業経営の効率化と農業イノベーションを推進するため、農地の大区画化や畦畔除去、農業用排水路整備等の基盤整備事業を推進することが重要である。農林水産省の調査でも、基盤整備事業が実施された農地は耕作放棄される傾向が低く、農地の有効利用促進に効果的だと考えられる。

また、農地をまとまった形で担い手に集約するためには、市町村、農業委員会、農協、農地保有合理化法人、土地改良区等有する農地に関する情報を一元化した関係機関共通のデータベースを構築し、相互に活用するとともに、地域の実情や関係者の意向を踏まえつつ、地域における農地の計画的な利用と担い手への集約・再配分を行う機能を整備することも重要である。

とりわけ、新規参入者や農産物の安定的供給のための規模拡大を志向する経営体にとって、貸出希望等の農地に関する情報が広く公開され容易に入手可能となることが最も望まれている。従って、貸出農地及び賃借料等の情報について、それを個人情報保護に配慮した上で広く公開し新規参入者等が入手できるようなシステムの構築が強く求められる。

(2) 農地に係る相続税の納税猶予制度の見直し

現在、農地価格が収益還元価格から乖離していることもあり、経営細分化防止や負担軽減の観点から、農地を農業後継者が相続した場合、一定の要件の下で相続税の納税が猶予される制度がある。本制度の下では、仮に農地が農地として有効利用されていたとしても、農地を貸し出す場合は納税猶予措

置が打ち切られてしまうため、特に農地の評価額が高い場合は、貸借による担い手への集約化の阻害要因となっている面がある。

従って、農地を相続した者が農地を担い手に集約すべく利用権等を設定した場合には納税猶予措置の適用を可能とするとともに、耕作放棄等により有効に利用されていない場合は、納税猶予措置を打ち切る措置を徹底すべきである。

4. 農地法改正法案の早期成立・施行と適正運用

政府が2009年通常国会に提出した農地法改正法案等では、上記で指摘した優良農地の確保と有効利用の徹底、多様な担い手による農地の有効利用の促進、ならびに、担い手の経営面積の大規模化と農地集約への支援などに係わる内容の多くが盛り込まれており高く評価している。日本経団連としてはこの早期成立・施行を政府・議会に強く要望したい。

なお、法案で政令等に委ねられた事項などについては、おって行政手続法に基づき意見公募手続き（いわゆるパブリック・コメント）が実施される際に必要に応じて意見を申し述べる所存であるが、現時点で下記の諸点につき要望したい。

(1) 農業生産法人の要件（特例の対象となる関連事業者の範囲）

今般の改正法案では、農業生産法人の構成員要件について、農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者が構成員である場合は、関連事業者の議決権の合計の上限を最大総議決権の2分の1未満まで認めるとしている。この特例の対象となる関連事業者については、法案では「その法人（農業生産法人）と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与する者として政令で定める者」とされており、その具体的範囲は政令に委ねられている。

上記政令案の策定にあたっては、農業生産法人と他の事業者との戦略的な連携や資本の充実が可能となるよう、特例の対象となる関連事業者の範囲を幅広く定めるべきである。

なお、農業生産法人の事業要件ならびに役員要件については、改正法の運用状況等を見ながら、必要に応じた見直しが適宜行われることを期待する。

(2) 農地の賃借に係る規制の適正な運用（改正法第3条の審査基準）

今般の改正案では、農地を適正に利用する者の確保・拡大のため、賃借に係る規制を見直し、農地を適正に利用していない場合に契約を解除する旨の条件を契約に付させることを前提に、農業生産法人でない法人でも区域の制限無く農業委員会又は都道府県知事の許可を受け農業に参入する道を拓くとしている。同時に、農地の集団化、農作業の効率化その他の周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれのある場合には、上記の許可を行わないとの要件が設けられている。

2－(1)で指摘した通り、リース方式による企業の農業参入を推進する際には、地域の農地利用計画や担い手の経営改善計画との調和を確保することは当然であるものの、農地の有効利用促進という改正法の目的に沿った形で農地を適正に利用する者の確保・拡大が行われるよう、可能な限り具体的な審査基準を設定・公表することにより、その手続きの透明性・公正性を確保すべきである。

II. 国民・市場ニーズへの対応

「I. 食料生産基盤の強化」に掲げた農地制度改革により、優良な農地を確保し、その農地を支える多様な担い手の参入の途を拓いたとしても、国内農業が生産する農産物・加工品が国民や市場のニーズに合致し、消費者やユーザーに選択されなければ、わが国の食料自給力・自給率を高めることは出来ない。また、産業としての魅力を高め、多様な担い手を確保しつづけていくためにも、国民・市場ニーズに合致した農産物・加工品を安定的に供給する体制を確立し、農業総産出額や農家所得の向上と収益性の高い農業経営を実現していくことが不可欠である。

幸い、わが国には1億2千万もの人口と大きな購買力を持つ国内市場が存在し、国民の国産志向も強い。また、わが国消費者には、品質や鮮度、安全性、生産者の顔の見える農産物といったかたちでの食の安心、健康志向など価格以外の面でのニーズも高いものがある。これらの高度化し多様化する国民のニーズに対応すべく、より一層国内農業の差別化・高付加価値化を図り、消費者の求める安全かつ新鮮で食味に優れる高品質の農産物を合理的な価格で生産していけば、海外農産品との競争に打勝つことも可能である。さらに、海外市場においても、わが国農産品に対する関心・需要も高まっており、現在、国を挙げて取り組んでいるわが国農産品の海外輸出の促進により、更なる販路の拡大も可能となる。

すでに農業界では、先進的な農業事業者が独自の販路開拓や商品開発による付加価値向上やコスト削減、取引先の多元化、他産業との連携による経営安定化策などに取り組んでいるとともに、JAグループも、生産額の拡大に向け、消費者の人気の高い野菜・畜産物・花きなどの生産振興、農産物直売所やファーマーズマーケットの展開、地理的表示やブランド化による付加価値の拡大、加工用・業務用の農畜産物の供給拡大、国内食品関連企業との連携や協同組合間連携の拡大など様々な取り組みを進めようとしている。そして、別添参考資料の通り、日本経団連に加盟する製造業、商社、流通・小売、銀行、輸送等の幅広い業界においても、契約栽培、農業生産法人への出資、野菜屑等を利用した資源循環、資金調達やリース、生産技術・資機材等の提供、新品種の開発、社員食堂等における地産地消の推進、輸出促進や販路開拓に向けたビジネスマッチング等の様々な連携・協力が行われている。

日本経団連としては、農業経営の安定と消費者に豊かな食生活を提供する観点から、また、開発・生産・加工・流通・販売・消費まで一貫したわが国のフードシステムの活性化の観点から、農業者、製造業、流通・販売業が互いに協

力して付加価値を高めていくアグリ・ビジネスがわが国に広く定着していくことを切望し、経済界として、引き続き農業界との協力・連携強化を積極的に推進していくとともに、国に対して下記の施策の積極的な推進を求めている。

1. 農商工連携制度の拡充

現在、政府では、地域経済活性化のため、地域の基幹産業である農林水産業と商業、工業等の産業間での連携を強化し、相乗効果を発揮していくことを目的として、2008年5月に成立した農商工等連携関連2法（農商工等連携促進法、改正企業立地促進法）等に基づき、各種の支援措置を講じている。このうち、農商工等連携促進法（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律）では、中小企業者と農林漁業者が連携して行う新商品等の開発・販売促進の取り組みを認定し、事業資金の貸付や債務保証、設備・機械の取得に対する税制上の優遇策等の支援を行っており、2008年末までの累計で119件の事業計画が認定されている。

こうした取り組みは、国民・市場ニーズへの対応の観点からも重要であるが、現行の枠組みでは、農業者に対する政府の支援は、中小企業者と連携した場合に限られている。しかし、上記の通り、農業経営の高度化・安定化に向けた農業事業者と他業種との連携・協力の事例は広範に及び、また、農林水産省と経済産業省が選定した「農商工連携88選」（2008年4月）においても、中小企業者と農林漁業者との連携に止まらず、大企業も含め幅広い連携事例が選定されている。

従って、地域の基幹産業であり国民への食料供給という重要な役割を担う農業の活性化に向けて、現行の農商工連携制度を拡充し、農業者が中小企業者以外の事業者と連携して商品やサービスの開発・提供・需要の開拓等を行った場合でも、現在、中小企業者や農林業者に対して講じられている金融・税制面での各種支援等を農業者（農業者が構成員・出資者となっている法人を含む）が受けることを可能にすべきである。

2. 高品質な農産物・加工品の輸出促進

わが国では、2005年より、農林水産物等輸出促進協議会を設置し、官民一体となった取り組みを進めている。わが国の高品質で安全な農産物・加工品は、海外でも高い評価を受けており、世界的な日本食ブームやアジア諸国等を中心とした富裕層の増加により、輸出は概ね増大ペースにある。

このような取り組みを一層積極的に推進することにより、農業を輸出産業として活性化すべきであり、経済界としても、今後も更なる輸出拡大に向けて農業界と連携し、海外の富裕層のみならず中流層も取り込んでいくことを視野に国産農産物・加工品の競争力強化と販路拡大に取り組んでいきたい。

その際には、輸出相手国との検疫交渉等、国がより一層積極的に取り組むべき課題も少なくない。例えば、中国はわが国農産物・加工品の有望な市場といわれているが、わが国からの生鮮農産物の多くの品目が検疫上の理由で原則輸入禁止となっている。また、東アジア域内では国毎に検疫や食品安全基準が大きく異なっているところがあり、事業者としては仕向け国毎に製造方法や表示などを変える必要があることが、域内における農産物・加工品の流通コストを増大させる大きな要因となっている。こうした有望な市場、有望な品目については、優先的に政府間の検疫交渉を行っていくとともに、東アジア域内などでの規格・基準、分析・表示方法などの統一・整合性確保に向けて、主導的な役割を果たしていくことが期待される。

また、在外公館やJETROを活用し、海外における日本食や国産農産物・加工品のPRや食文化等に関する国際交流等を通じて市場開拓に努めるとともに、国別の検疫制度や残留農薬基準等を含めた市場調査等を実施し、輸出を検討している農業者等に対して積極的に情報提供等の支援を行うべきである。

3. 付加価値の高い農産物・加工品の開発

国民・市場の農産物・加工品に対するニーズは、健康志向から食の安全・安心、あるいは生活スタイルに合わせて手作りから簡便化等々、非常に幅広いものになっている。日本政策金融公庫の2009年2月の消費者2,107人に対する食の志向についてのアンケート調査によれば、厳しい経済情勢を反映して経済性志向が34.6%と前回調査(2008年5月)の27.2%から7.4ポイント増加し最も高くなっているものの、安全志向は31.7%(前回の41.3%から9.6ポイント減少)と依然高く、また、健康志向については、前々回(2008年1月)、前回、今回と安定して30%以上を維持している。また、今後の志向については、安全

志向が 41.8%と経済性志向の 33.0%を大きく上回っており、安全志向や健康志向は今後も継続するものと見られている。

今後、わが国農業と食品関連産業の競争力を強化するためには、食の安全の確保は当然のこととして、食品事故等に備え、個々の事業者が入出荷を記録するトレーサビリティの取り組みの普及や「顔の見える関係」の構築により消費者の信頼を確保するとともに、消費者の健康志向などに対応した、付加価値の高い農産物・加工品を開発・提供していくことが極めて重要になっている。

こうした中、地域活性化の一環として、地域の農産物等を利用した健康食品等の開発・普及に取り組む例が見られるが、現在の薬事法の規制では、保健機能食品（栄養機能食品、特定保健用食品）を除く、一般の健康食品には、ヒトの構造・機能への影響等医薬品的な効能効果を謳うことは禁止されている。また、特定保健用食品の保健機能性成分に関する審査申請には、ヒト試験による保健機能性と摂取目安量・安全性等の検証と資料作成を含め、億単位の費用が必要と言われており、地域の農業者や中小企業には利用しにくいものとなっている。加えて、保健機能食品に認められている機能性表示の範囲や内容も限定的なものとなっている。

一方、米国では1994年に制定されたD S H E A法（The Dietary Supplement Health and Education Act；栄養補助食品健康教育法）では、一定の要件の下、十分な科学的論拠があれば、健康食品の効能効果に関する情報の表示が認められている。わが国においても、特定保健用食品の審査方法の見直しにより負担の軽減を図るとともに、機能性表示のあり方について、消費者の意識・理解の向上への取り組みも含め、国民的な検討を深めていくべきである。とりわけ、ヒトによる治験を経て、健康増進に対するエビデンスが認められた素材（独立行政法人 国立健康・栄養研究所のウェブサイトで評価・有効性が掲載されている素材等）を含有する健康食品については、一定の要件の下で機能性表示を認めることなどを早急に検討すべきである。

4. 農業分野における研究開発の更なる推進

わが国農業が今後も多様化する国民・市場のニーズに対応した食料供給を行っていくためには、農業分野における研究開発を積極的に推進し、わが国農業にイノベーションを創出しつづけていくことが重要である。

わが国の農林水産分野の研究開発は、2005年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されたことを踏まえ、2005年3月に農林水産技術会議で決定された「農林水産研究基本計画」に沿って推進されている。

現在、農林水産技術会議では、食料供給力の強化や地球環境問題、食の安全に対する国民の関心の高まり等の情勢を踏まえ、また、2009年1月から政府の「食料・農業・農村基本計画」の見直しに向けた検討も開始されたことを受け、「農林水産研究基本計画」の見直し作業を進めており、その際には、消費者や生産者といった国民のニーズや現場の情報、意見・要望を踏まえて行うとされており評価できる。特に、わが国の中長期的な課題となる省エネ・省資源・資源循環や生産性の向上に向けて、幅広い分野で強みを有し、わが国の食料供給体制面で大きな役割を果たしている民間企業の意見・要望も十分踏まえ、産学官連携の更なる推進を可能とする方向で検討が深められることを強く期待する。

なお、遺伝子組み換え作物(GMO)については、世界的な食料問題への対応やわが国産業の競争力強化の観点も踏まえ、その研究・開発・生産の推進に向けて、まずは科学的根拠に基づいた説明により国民の理解を求めていくことが必要である。

Ⅲ. 国際連携・協力の推進

上記の「Ⅰ. 食料生産基盤の強化」、「Ⅱ. 国民・市場ニーズへの対応」で示した取り組みを進め、わが国の食料自給力を強化し、結果として、政府が目標とするカロリーベースの食料自給率50%を達成できたとしても、残り50%は引き続き海外からの輸入に依存することとなる。また、現在、わが国が輸入する農産物は、米国、中国、豪州、カナダの4カ国からの輸入が約6割を占めており、これらの国での天候不順などによる生産減少や各種の事故などが生じた場合には、わが国の食料供給に大きな影響を及ぼすことになる。

こうした現状を踏まえれば、わが国の自給力を強化しながらも、いかに海外から安定的な輸入を確保していくかが、食料の備蓄とともにわが国にとって重要な課題である。とりわけ、世界的な食料需給が不安定さを増す中、下記の各種施策の包括的な推進により、国際的な連携・協力を強化し、食料輸入相手国との関係強化や取引相手国の多元化、食料貿易及び関連投資に関するルールの整備、食料の生産拡大や食品の安全性の確保等に関する国際協力の推進などに取り組んでいくべきである。

1. 国内の農業構造改革の進展とWTO・EPA交渉の一層の推進

わが国は、GATT・WTOを中心とする多角的自由貿易体制の下で、経済の発展と国民生活の向上を実現してきた。現在においてもわが国は、グローバルな貿易自由化等のルール整備と紛争処理機能を有するWTO体制の最大の受益国の一つであり、総合的な国益実現の観点からWTO体制の維持・発展に向け、その取り組みを強化する必要がある。

同時に、地域経済連携・統合への取り組みが世界的に活発化する中、2008年1月の日本経団連提言「東アジア経済統合のあり方に関する考え方」での指摘の通り、東アジア諸国などわが国にとって重要な国・地域との間で、EPA・FTAの締結を促進していくことも極めて重要である。とりわけ、ヒト、モノ、カネ、サービス等の自由化や知的財産の保護等のビジネス環境の整備、各種の協力等の広範な分野を包含するEPAの推進は、諸外国・地域との貿易・投資交流等の一層の活性化や連携強化を進めるための基盤として、また、EPAやFTAの不在による不利益の発生を回避する上で、さらにはWTOによるルール整備を補完するものとして、国を挙げて戦略的に取り組んでいかねばならない。

わが国がこのようなWTOやEPAの交渉により一層積極的に関与し、その推進を図っていくためには、これまでの日本経団連の提言や本提言での指摘を含め、まずもって農業の構造改革を加速化し国際化に対応した競争力のある国内農業を確立すべきである。同時に、わが国農業を取り巻く内外環境や自給率向上目標をも踏まえた品目別の交渉戦略と国内対策等を策定し、構造改革努力と相まって、国際化への対応と健全な国内農業とを両立させる方策を早期に確立することが求められる。

わが国で生産されている農産物については、既に低関税となる中で競争力を有している品目も多いものの、構造改革の進展によってもなお埋めがたい条件格差が存在する品目、国土環境保全や輪作体系の維持などに密接に関連する品目、国際的な市況が形成され複数国の利害が関係する品目など様々である。特に、わが国にとって重要なのが、国民の主食を毎年連続して生産することが可能で、水資源の涵養や洪水防止機能等の様々な機能を有する水田稲作農業であり、その振興と生産性の向上に向けて、今般の農地制度改革と2009年度より本格実施が予定されている水田フル活用の着実な推進並びに米の需要拡大に向けた取り組みが求められている。

かかる観点から、わが国は真の意味で「守るべきものは守り、譲るべきものは譲る」との立場でWTOやEPAの交渉に臨むべきであり、WTO農業交渉における重要品目の取り扱いについては、現在の交渉状況と国内への影響を国民に広報し、国益全体の観点から米をはじめとする「守るべきもの」に関するコンセンサス形成を図るべきである。また、EPA交渉においても、特に豪州などの大陸型の農業国との間では、これらWTOにおけるわが国の主張と整合性を取る形で臨むとともに、EPAを通じて相手国とWin-Winの関係を構築すべく、相手国の関心品目を中心に関税撤廃・削減による影響を客観的に検証し「譲るべきもの」には積極的に対応するとともに、これまでの交渉でも採用されてきた関税割当を活用することなどにより相手国に最大限配慮することも必要である。

なお、WTO交渉等の進展によっては、国境措置の縮小を含め現行の制度などが従来期待していた機能を十分に発揮できなくなる可能性もある。その際には、その影響を検証し真に必要な国内対策については、WTOルールとの整合性と構造改革の推進を前提に、国民の合意を得た上で、既存の農業予算の組み換えによるほか一般財源を確保することにより、健全な国内農業との両立を図るべきである。

2. WTO・EPAにおける輸出規律の強化と東アジア連携の強化

2007年から翌08年における食料価格の高騰等を受け、自国民への食料確保等を目的に、輸出税の賦課や輸出枠の設定等の輸出規制を実施する国が現れ、輸入食料に依存する一部の国では食料不安による暴動も発生した。

これを受けて、2008年6月にイタリアで開催されたFAO・世界の食料安全保障に関するハイレベル会合（食料サミット）の宣言では、「国際価格の不安定性の増大につながる制限的措置の使用を最小のものとする必要性を再確認する」との文言が盛り込まれ、2008年7月の北海道洞爺湖サミットでの首脳声明でも、「輸出規制を撤廃すること、及び、この状況を長引かせ、悪化させるとともに、人道目的での食品購入を妨げているこうした貿易行為に対するより厳しい規律の導入を目的とした世界貿易機関における現在の交渉を加速化することが必須である。」との文言が盛り込まれている。

かかる観点も踏まえ、わが国政府は、WTO交渉において輸出規律の強化の必要性を主張しており、2008年12月に示されたファルコナー農業交渉議長テキストにおいては、輸出規制を実施する場合の関係国との協議やWTO農業委員会への報告が盛り込まれるなど一定の進展が見られる。わが国としては、今後WTO交渉の場で輸出規律の強化に向け、粘り強く主張を続けていく必要がある。

また、WTOでの合意形成には時間がかかる場合には、WTOを補完するEPAを活用することなどにより、WTOルールとの整合性を図りつつ、関係国との間で輸出規制に関するルール作りを進めていくことも必要である。特に、地理的な近接性と密接な貿易・投資関係を有するとともに、水田稲作をベースとする農業生産体系に共通性を持つ東アジア諸国との連携関係の強化は戦略的にも重要である。既にインドネシアやブルネイとのEPAにおいては、エネルギー・鉱物資源に関する独立章を設け、新たな規制措置導入の際の通報や既存の契約関係をめぐる混乱の回避、輸出許可手続の透明性確保などが規定されている。また、米国、カナダ、メキシコ3国間の自由貿易協定である北米自由貿易協定（NAFTA）では、資源保持の目的や供給不足のために輸出入規制を行うに当たっては、他の締約国に対する供給割合を削減せず、また価格等でも差別しないこと等を規定している。これらを参考に東アジア諸国との間で輸出規制に関するルールを整備し、市場アクセスの改善や人材育成・交流、生産基盤の整備、生産技術向上などの各種の協力を通じた双方向貿易の拡大と農業生産の安定と安全性の確保、「東アジア緊急米備蓄パイロット・プロジェクト」の拡充・本格

実施等による食料の共同備蓄の枠組み作り等とともに、包括的な経済連携強化の取り組みを推進すべきである。

3. 海外での食料生産のための基盤整備

将来にわたって食料を安定的に確保するための方策の1つとして、海外に対する農業関連の投資を増やしていくことも考えられる。世界の食料需給が不安定さを増す中で、中国や韓国、サウジアラビア等の中東諸国などの国は、外国で農地に係わる権利を取得する動きを見せており、わが国企業においても、海外に対する農業関連投資を活発化させる取組みが見られ始めている。

こうした海外投資を促進し、わが国への食料供給の安定確保につなげていくためには、投資に関する規制の撤廃や投資家および投資財産の保護を図るとともに、事業活動を行う企業の各種のビジネス環境を整備していくことが重要である。このため、農業関連投資先国とのEPAにおける投資章や二国間の投資協定を活用し、投資許可段階の内国民待遇および最恵国待遇、パフォーマンス要求の禁止等の外資参入規制への規律とともに、投資後の内国民・最恵国待遇や収用の際の補償等の投資保護のためのルール整備を図っていくべきである。併せて、あるいは投資協定の準備段階として、相手国との間で、ビジネス環境整備を目的とする官民合同の協議・対話の場を創設することも有用である。

さらには、民間による農業・食品関連分野への投資促進のために、政府開発援助（ODA）を活用して灌漑設備・用排水路や道路・港湾設備の整備等のインフラ整備を実施することや、民間金融機関では対応困難な部分については公的金融や貿易保険を積極的に活用するなど官民の適切なリスク分担を図ることも考えられる。

4. 世界の食料生産の促進に貢献する国際協力

現在、わが国は、JICA（独立行政法人 国際協力機構）等を通じた開発途上国の農業開発・農村開発や、サブサハラ地域の気候に適したネリカ米の研究・開発・普及等が行われるとともに、外国人研修・技能実習制度を活用した農業現場での人材の育成、IDACA（アジア農協振興機関）等によるアジア・アフリカ地域の農村のリーダーの育成等、様々な取組みが行われている。

食料輸入国であるわが国にとって、世界全体の食料生産の促進に対する国際協力は、開発途上国における貧困問題や人口増大が予想される国々の食料事情の改善を通じた国際社会の安定に繋がるのみならず、食料の国際市場の安定に

よりわが国が安全な食料を合理的な価格で安定的に確保するという、わが国の食料安全保障の観点からも重要な課題である。

かかる観点から、今後もわが国は、食料援助に加え、日本の資金・技術を活用した、開発途上国等における農業生産基盤の整備、厳しい生産条件にも耐える生産技術や新品種等の開発、技術協力による途上国の開発の担い手となる人材育成や食品安全の確保に向けた体制・環境の整備などに、積極的に取り組んでいくべきである。

IV. スーパー特区の整備

日本経団連では「日本版ニューディールの推進を求める」（2009年2月）において、現下の厳しい経済状況にある時こそ、来るべき将来を見通し、新たな雇用の創出と中長期的な成長力強化につながる国家的プロジェクトを立ち上げ、「日本版ニューディール」として、官民一体となって強力に推進すべきであることを指摘した。その一環として、別紙1～3の通り、耕作放棄地の解消や新規就農の促進、農商工連携の一層の推進、国産農産物の更なる輸出拡大に向けて、国の重点的な支援と規制の特例を組み合わせた「スーパー特区」的な仕組みを創設を提案している。

これらについては、意欲ある地域や事業者によるモデル的な事例を創出することを目指し、農地法改正法案の早期成立・施行を図るとともに、農商工等連携促進法等の法改正を待たずとも、既存の制度を最大限に活用して、スピード感を持って取り組むべきである。

以 上

耕作放棄地再生・新規就農促進スーパー特区

【プロジェクトのコンセプト】

農業の活性化、地域の活性化、新規雇用の創出を図る観点から、耕作放棄地を再生し農地の有効利用を図るとともに、当該再生農地の運営主体に新規就農希望者を受け入れ、新たな農業の担い手として育成する。新規就農希望者は、栽培技術や農業経営に関する教育・研修を受けつつ、再生農地や労働力が不足している他の現場等で農業生産及び関連事業に従事する。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

深刻な経済低迷により雇用情勢が悪化している一方、農業分野では農業就業人口約300万人の内、65歳以上が60%など高齢化・後継者不足が深刻な状況になっている。また、世界の食料事情は人口の増大等により中長期的にひっ迫していくことが予想され、日本の総合的な食料供給力の向上が課題となっているが、国内の食料生産の重要な基盤である農地では、ほぼ埼玉県的面積に相当する約40万ha（全農地面積の8.4%に相当）が耕作放棄され、このうち農地として利用すべきとされ原則転用が認められない農用地区域内農地が13万ha存在している。

【プロジェクトの内容】

- (1) 耕作放棄されている農用地区域内農地を中心に公的資金を活用して再生・基盤整備し、行政、農業界、産業界の協力の下で、再生農地の運営主体を設置。
- (2) 同運営主体は、各地域の青年農業者等育成センター等と協力して新規就農希望者を募集し、地域の農業大学校・農業高校等とも連携しつつ、研修を実施。運営主体及び新規就農希望者には研修費用等の助成を実施。
- (3) 上記研修修了者が再生農地以外での就農を希望する場合には、農地のあつ旋、就農先の紹介、就農準備資金の貸し付け等の支援を実施。

【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算など）】

- (1) 耕作放棄地の再生・基盤整備、研修費用等への国の財政的支援
- (2) 再生農地の運営主体が農業生産法人形態をとる場合は構成員要件等の緩和。リース方式による運営を行う場合は、市町村が定める実施区域に算入 等

農商工連携スーパー特区

【プロジェクトのコンセプト】

農商工連携制度や認定農業者制度等の拡充により、大企業も含めた経済界と農業界の連携・協力を促進し、農業の活性化と経営の高度化、これらを通じた新規雇用の創出と地域活性化に貢献する。

【プロジェクト提案の背景・趣旨】

現在、農商工等連携促進法に基づき、中小企業者及び農林漁業者が共同して作成した農商工等連携事業に係る計画を認定し、認定を受けた者に対する税制、財政、金融上の支援措置が講じられている（認定件数は08年12月25日現在で合計119件）。

一方で、大企業も含めた食品加工業、外食産業、大規模小売業、商社、農業資機材メーカー等を中心に、農業者との契約栽培や技術・ノウハウの供与、農業者と協力した農業生産法人の設立・運営等による国内農産品の活用、品質向上、新商品開発、ブランドの確立、流通効率化、販路の確保・拡大、地産・地消、消費者との交流等の取組みが多く行われており、農業経営の高度化に貢献している。

【プロジェクトの内容】

- (1) 農商工等連携促進法等による支援措置を、農業者と非中小企業者による連携・協力事業にも拡大し、認定を受けた事業に参加する農業者や農業生産法人等にも適用する。
- (2) 加えて、農業経営高度化や事業拡大のための各種農業資機材・システムの導入や新規雇用に対し、各種補助措置を広く適用する（上記いずれも非中小企業者への支援は不要）。
- (3) 同認定事業が農業生産法人により運営される場合には、農業生産法人の構成員要件を緩和し、認定農業者に認められている株式会社等の出資を1/2未満まで認める。
- (4) 認定事業の一部を直接非中小企業者が実施する場合は、対象農地をリース方式による農業参入可能区域に算入する。

【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算など）】

- (1) 農商工連携制度や認定農業者制度等の拡充
- (2) 農業経営高度化・事業拡大のための各種補助制度の拡充・重点的实施
- (3) 農業生産法人の構成員要件等の緩和
- (4) リース方式による農業参入可能区域規制の緩和

農産物輸出促進スーパー特区
<p>【プロジェクトのコンセプト】</p> <p>農業の活性化、地域の活性化の観点から、わが国の優れた農産物の輸出拡大に向け、各地域毎の優先作物を選択し重点的な支援を行う。</p>
<p>【プロジェクト提案の背景・趣旨】</p> <p>わが国の農産物貿易では、輸入が 8 兆 6 千億円、輸出が 4 千億円と一方的な輸入超過になっている。わが国の農産物は品質的には優れたものが多く、海外でも高く評価されているが、新規輸出先の開拓や海外の基準等への対応、輸出用の物流インフラの整備等が遅れており、一層のてこ入れを図る必要がある。</p>
<p>【プロジェクトの内容】</p> <p>(1) 地域ごとに輸出拡大が期待される品目（加工品を含む）を選定させ、スーパー特区プロジェクトとしての認定を行う。認定にあたっては下記(5)のマーケティング機能を活用する。</p> <p>(2) 特区認定を受けた品目が安定的に生産・流通できるよう、設備投資等に対する各種支援措置を講ずる。</p> <p>(3) 認定品目に関する新商品・パッケージ・物流管理情報システム・コンテナ等の開発・導入等を行う場合の助成、農商工連携制度等の拡充（「農商工連携特区」参照）</p> <p>(4) 認定事業者が、荷主として AEO(Authorized Economic Operator)事業者としての承認を得られるよう、技術的・財政的支援を行う。</p> <p>(5) 新規輸出先の開拓に向け、各地域ブロックに1つ常設展示場(見本市=メッセ)を設置(既存の施設の活用も検討)し、官民が協力してマーケティング機能の強化を図る。海外においては、在外公館や JETRO 等を活用し、認定品目の海外市場開拓のための市場調査や試験輸出等を優先的に実施する。</p> <p>(6) 二国間協議の加速化による中国等有望仕向国における検疫問題等の解決。とくに、輸出相手国が品目毎に求める輸出検疫の一環としての輸出相手国の査察等を認定事業者が優先的かつ円滑に受けられるよう支援する。</p> <p>(7) 海外に輸出する際に必要な海外認証等（EU・米国；HACCEP 認定、EU；GLOBAL GAP 取得、イスラム圏；ハラール認定）の取得ならびに輸出相手国が品目毎に求める輸出検疫をクリアするための施設整備や認定取得のための費用について国・地方が優先的に支援する。</p>
<p>【プロジェクト実現に向けた課題（規制、予算など）】</p> <p>(1) 国の財政的支援（上記(2), (3), (4), (5), (7)）</p> <p>(2) 農商工連携制度の拡充</p> <p>(3) AEO 制度の積極的活用</p> <p>(4) 二国間協議の加速化による中国等有望仕向国における検疫問題等の解決</p> <p>(5) 在外公館、JETRO 等の積極的活用</p>

【参考資料】 農業基本データ集

(農林水産省「農林水産基本データ集」より抜粋)

項目		データ	年次 (更新月 赤字)	備考		
基本 指標	G D P	国内総生産※ ¹	515兆8,579億円	平成19年度		
		農業総生産※ ²	4兆7,143億円	平成18年度(速報値)	ピークは7兆8,535億円(平成2年度)	
食料	食料自給率	(カロリーベース)	40%	平成19年度(概算値)	目標45%(平成27年度)	
		(生産額ベース)	66%	平成19年度(概算値)	目標76%(平成27年度)	
		主な農産物の消費量の推移 (国民1人1年当たり)	米	112kg(昭和40年) → 61kg(平成19年)	平成19年度(概算値)	ピークは118kg(昭和37年度) 国民全体のピークは 1,127万5千トン(昭和38年度)
			畜産物	58kg(昭和40年) → 139kg(平成19年)	平成19年度(概算値)	
	油脂類		6kg(昭和40年) → 14kg(平成19年)	平成19年度(概算値)		
	食品産業	食品産業の国内生産額	85兆8,535億円	平成18年度(速報値)	平成17年度は85兆4,813億円	
		全産業に占める割合	9%	平成18年度(速報値)	平成17年度は9% 全産業は975兆円(平成18年度)	
		食品産業の就業者数 就業者総数に占める割合	775万人 13%	平成17年 平成17年	平成12年は801万人 平成12年は13% 就業者総数は6,151万人 (平成17年)	
	貿易	農林水産物輸入額	8兆5,574億円	平成19年	農産物5兆5,304億円、 林産物1兆3,905億円、 水産物1兆6,365億円	
		農林水産物輸出額 ※ ³	4,337億円	平成19年	目標:1兆円規模(平成25年まで) 農産物2,220億円、 林産物104億円、 水産物2,013億円	
	農業	農業生産	農業総産出額	8兆1,927億円	平成19年(概算値)	ピークは11兆7,171億円(昭和59年)
			米の産出額	1兆7,903億円	平成19年(概算値)	ピークは3兆9,300億円(昭和59年)
野菜の産出額			2兆489億円	平成19年(概算値)		
果実の産出額			7,505億円	平成19年(概算値)		
畜産の産出額			2兆4,773億円	平成19年(概算値)		

	水稻の生産量（作況指数）	881.5 万トン -102	平成 20 年産	ピークは 1,445 万トン（昭和 42 年） 近年 100 を下回るのは平成 19 年（99）、平成 18 年（96）、平成 16 年（98）、平成 15 年（90）、平成 10 年（98）、平成 5 年（74）、平成 3 年（95）
農家	総農家戸数	252 万戸	平成 20 年（概数値）	ピークは 618 万戸（昭和 25 年） 展望 210~250 万戸（平成 27 年）
	販売農家	175 万戸	平成 20 年（概数値）	集計当初 331 万戸（昭和 60 年）
	主業農家 ※4	37 万戸	平成 20 年（概数値）	集計当初 82 万戸（平成 2 年）
農業労働力	農業就業人口	299 万人	平成 20 年（概数値）	ピークは 1,454 万人（昭和 35 年）
	うち 65 歳以上	60%	平成 20 年（概数値）	実数は 180 万人（平成 20 年）
	基幹的農業従事者 ※5	197 万人	平成 20 年（概数値）	ピークは 1,175 万人（昭和 35 年） 展望 146 万人（平成 27 年）
	うち 65 歳以上	59%	平成 20 年（概数値）	実数は 117 万人（平成 20 年） 展望 90 万人（平成 27 年）
	新規就農者 ※6 うち 39 歳以下	6.6 (7.3) 万人 1.0 (1.4) 万人	平成 19 年 平成 19 年	
担い手	認定農業者 ※7	24 万 4,375 経営体	平成 20 年 9 月末	農業構造の展望（平成 27 年） 効率的かつ安定的な農業経営 家族農業経営 33~37 万戸程度 法人経営 1 万程度 集落営農経営 2~4 万程度
	農業法人（一戸一法人を除く）	8,700 法人	平成 17 年	
	集落営農	1 万 3,062 集落営農	平成 20 年 2 月	
	特定農業団体	1,836 団体	平成 20 年 9 月末	
	特定農業法人	729 法人	平成 20 年 9 月末	
	特定農業団体と同様の要件を満たす組織	3,887 団体	平成 20 年 8 月現在	
	農業生産法人	10,519 法人	平成 20 年 1 月	うち株式会社（特例有限会社を除く）832 法人
	リース方式による参入法人	320 法人	平成 20 年 9 月	目標 500 法人（平成 22 年度）
	水田・畑作経営所得安定対策の加入申請状況	8 万 4,274 経営体	平成 20 年産	平成 20 年産作付予定面積： 米 47.1 万 ha、4 麦 25.5 万 ha、 大豆 12.0 万 ha、てん菜 6.6 万 ha、 でん粉原料用ばれいしょ 2.1 万 ha
農地	耕地面積	463 万 ha	平成 20 年	ピークは 609 万 ha（昭和 36 年） 目標 450 万 ha（平成

	うち田		<u>252 万ha</u>	平成 20 年	27 年) ピークは 344 万 ha(昭和 44 年)
	うち畑		<u>211 万ha</u>	平成 20 年	ピークは 272 万 ha(昭和 33 年)
	耕作放棄地		<u>39 万ha</u>	平成 17 年	平成 7 年は 24 万 ha
	耕地利用率		<u>93%</u>	平成 19 年	ピークは 138% (昭和 31 年) 目標 105% (平成 27 年)
	一戸当たりの 経営耕地 (販売農家)	(北海道)	<u>19.34ha</u>	平成 19 年	5 年前 (平成 14 年) は 16.88ha
(都府県)		<u>1.36ha</u>	平成 19 年	5 年前 (平成 14 年) は 1.23ha	
	担い手が経営する農地面積		210 万 ha	平成 19 年 度	全農地に占める割合 45% (平成 19 年度) 目標：全農地の 7~8 割程度 (平成 27 年)
農業経営	総所得		<u>484 万円</u>	平成 19 年	
	うち農業所得		<u>120 万円</u>	平成 19 年	
	主業農家総所得		<u>548 万円</u>	平成 19 年	
	うち農業所得		<u>425 万円</u>	平成 19 年	
農業団体 等	総合農協の数		844 農協	平成 18 事 業年度	ピークは 13,314 農協 (昭和 25 年)、 平成 8 年は 2,472 農協
	農協の組合員数		932 万人	平成 18 事 業年度	うち正組合員 494 万 人、 准組合員 438 万人
	農協への貯金総額		83 兆 2,095 億円	平成 20 年 11 月末	平成 7 年は 67 兆 6,562 億円
	農業委員会数		1,818 委員会	平成 19 年 10 月	平成 18 年 10 月は 1,843 委員会
	農業委員数		3 万 8,579 人	平成 19 年 10 月	うち女性委員数 1,658 人 (4.3%)
	農業共済組合等数		277 組合等	平成 20 年 4 月	ピークは 10,907 組合 等 (昭和 30 年)
	土地改良区数		5,474 改良区	平成 20 年 3 月末	ピークは 13,163 改良 区 (昭和 36 年)
	普及指導員数		7,790 人	平成 20 年 4 月	ピークは 13,748 人 (昭和 39 年)
農村の現 状	農家人口		<u>764 万人</u>	平成 19 年	平成 8 年は 1,176 万人
	うち 65 歳以上		<u>252 万人</u>	平成 19 年	平成 8 年は 298 万人
	対総人口比		<u>6%</u>	平成 19 年	平成 8 年は 9%
	農家人口に占める高齢者 (65 歳以上) 割合		<u>33%</u>	平成 19 年	平成 8 年は 25%
総人口に占める高齢者 (65 歳以上) 割合		<u>22%</u>	平成 19 年	平成 8 年は 15%	
	農業集落数 ※8		<u>13 万 9 千集落</u>	平成 17 年	ピークは 15 万 6 千集 落 (昭和 30 年)
環境	エコファーマー認定件数		<u>17 万 8,622 件</u>	平成 20 年 9 月末	目標 20 万件 (平成 21 年度末)
	バイオマスタウン構想の公表件数		<u>163 市町村</u>	平成 21 年 1 月末	目標 300 市町村 (平成 22 年)
共生・対 流	市民農園の数		3,273 農園	平成 20 年 3 月末	平成 12 年 3 月は 2,319 農園
	都市農業の現 状 (都市的地域 の農業)	産出額	2 兆 7,509 億円	平成 17 年	平成 7 年は 2 兆 9,938 億円
		総農家数	69 万戸	平成 17 年	平成 7 年は 77 万戸
耕地面積		128 万 ha	平成 17 年	平成 7 年は 117 万 ha	

以上